第12回大空町農業委員会総会議事録

令和3年6月28日 第12回大空町農業委員会総会は、大空町役場議事堂文化ホールに 招集された。

1. 委員の出欠状況

1	4	`	山中土
(Τ)	出席者

2番 上 田 英 樹 4番 佐 藤 廣 治 5番 斎 藤 宏 幸 6番 森 賀 祐 7番 伊 博 8番 長 尾 照 司 藤 幸 幸 9番 恵二 邊 10番 福 田 重幸 11番 鍋 剛 18番 15番 16番 石 遠 藤 哲 也 原 せつえ 渡 辺 誠

22番 岡 本 シゲ子

23番 丹 羽 真

治

24番 石 田 正 俊

20番 佐久間

(2) 欠席者

1番 小 川 一 浩 英 章 3番 森 12番 増 子 昭 雄 13番 福 英 信 14番 原 本 勝 広 17番 佐 野 一 義 田 19番 髙 敬 義 21番 仲 西 政 克 橋

仁

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透 主 幹 石川 大樹 主 事 見延 洸太

井上局長

ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第 1 2 回総会をはじめたいと思います。

会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

(農業委員憲章朗読)

井上局長

次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。

石田会長

皆さんこんにちは。

本日は何かとお忙しい中、第12回農業委員会総会に出席いただき 誠にありがとうございます。

本日の総会におきましては案内にもありましたが、研修会館がコロナウイルスの集団接種会場として使用されることとなりましたため、急ではございますが日程変更、会場の変更をしましたことを、皆様ご理解お願いいたします。また、会場が狭くなりましたため、密になりませんよう出席されています委員さんを減らして総会を開催します事を、重ねてご御理解お願いいたします。

さて、北海道に出されていました緊急事態宣言も5月20日をもちまして解除され、先週から新規感染者数も減少し、ワクチン接種も順調に進んでいるところでございますが、まだ終息したわけではございませんので、当委員会といたしましては、今まで通りコロナウイルスの感染対策をしっかりと行った上で、今後も活動していきたいと思いますので、皆様のご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会のあいさつといたします。

この際、活動状況報告を行います。

事務局長。

井上局長

5月24日開催の第11回総会後の活動状況報告を、お手元に配布 の資料により説明いたします。

(活動状況報告説明)

石田会長

ただ今より第12回農業委員会総会を開催いたします。

(午後1時34分)

ただちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

井上局長

ただいまの出席委員は、16名であります。

「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の 過半数が出席していますので総会は成立しております。

本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計 14件であります。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員を減じて開催しておりますことをご了承願います。

以上でございます。

石田会長

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、4番佐藤委員、5番斎藤委員を指名いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 とします。

所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。

石川主幹

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のと おり、農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可 申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和3 年6月28日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。

【議案第1号所有権移転関係1番朗読】

以上です。

石田会長

この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長

当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長

これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。

委員

(なしの声)

石田会長

これにて質疑を終了いたします。

これより議案第1号所有権移転関係1番について採決します。

本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員

(異議なしの声)

石田会長

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。

石川主幹

【議案第1号所有権移転関係2番朗読】

この案件につきましては、既に当事者同士で3条許可の賃貸借による貸し付けを行っている案件でございまして、その既存農地につきまして、当事者間によりそのまま売買を行うというものでございます。

そのため図面の添付を省略してございます。

農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。

以上です。

石田会長

これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。

委員

(なしの声)

石田会長

これにて質疑を終了いたします。

これより議案第1号所有権移転関係2番について採決します。

本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員

(異議なしの声)

石田会長

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、○○委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。

(○○委員退席)

石田会長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。

石川主幹。

石川主幹

【議案第1号利用権設定関係1番朗読】

この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となって ございます。図面につきましては、2ページに掲載しております。

農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。

以上です。

石田会長

この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いし

ます。

副委員長

当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。

借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。

以上です。

石田会長

これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。

委員

(なしの声)

石田会長

これにて質疑を終了いたします。

これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。

本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員

(異議なしの声)

石田会長

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

暫時休憩とします。

(○○委員着席)

石田会長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に利用権設定関係2番及び3番について、借主が同一ですので、

一括して提案理由の説明を求めます。

石川主幹。

石川主幹

【議案第1号利用権設定関係2番及び3番朗読】

この案件につきましては、本年6月の新規法人設立に伴いまして、 既に3条許可の賃貸借により作付けを行っている既存農地につきまし て、引き続き新法人におきまして賃貸借を行うというものでございま す。そのため図面は省略してございます。

農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。

石田会長

この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長

当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長

これより利用権設定関係2番及び3番について質疑に入ります。

委員

(なしの声)

石田会長

これにて質疑を終了いたします。

これより議案第1号利用権設定関係2番及び3番について採決します。

本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員

(異議なしの声)

石田会長

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に よる農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。

所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。

石川主幹

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による 農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法(昭和 55年法律第65号)第15条第4項の規定により、下記のとおり大 空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについ て審議を求める。令和3年6月28日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。

【議案第2号所有権移転関係1番朗読】

この案件につきましては、既に譲受人の方で賃貸借による作付けを 行っている既存農地につきまして、その当事者間によりそのまま売買 を行うというものでございます。そのため、図面の添付を省略してご ざいます。

以上でございます。

石田会長

この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長

当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長

これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。

委員

(なしの声)

石田会長

これにて質疑を終了いたします。

これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員

(異議なしの声)

石田会長

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番から3番までについて、借主が同一ですの で、一括して提案理由の説明を求めます。

石川主幹。

石川主幹

【議案第2号利用権設定関係1番から3番朗読】

この3件の案件につきましては、本年6月の法人設立に伴いまして、既に賃貸借により作付けを行っている既存農地につきまして、引き続き新規法人移行に伴い賃貸借を行うというものでございます。そのため図面は省略してございます。

以上です。

石田会長

これより利用権設定関係1番から3番までについて質疑に入ります。

委員

(なしの声)

石田会長

これにて質疑を終了いたします。

これより議案第2号利用権設定関係1番から3番までについて採決します。

本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員

(異議なしの声)

石田会長

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

所有権移転関係1番から5番までについて、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。

石川主幹。

石川主幹

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利 用集積計画について、議決を求める。令和3年6月28日提出 大空 町農業委員会会長 石田正俊。

【議案第3号所有権移転関係1番から5番朗読】

1番から5番までございますけれども、全て農地保有合理化事業による案件でございまして、農業公社売渡に係る農地購入案件となってございますので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

石田会長

これより所有権移転関係1番から5番までについて質疑に入ります。

委員

(なしの声)

石田会長

これにて質疑を終了いたします。

これより議案第3号 所有権移転関係1番から5番までについて採決

します。

本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員 (異議なしの声)

石田会長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

石川主幹。

石川主幹 報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則

(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専 決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和3年6月2

8日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。

【報告第1号朗読】

以上でございます。

石田会長 この件について何かご意見ございませんか。

委員 (なしの声)

石田会長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた

しました。

これで総会を閉じます。

ご苦労様でした。

(午後2時02分)